

## 令和5年度 マチニワイベント支援事業 実施要項

### 1. 本事業の趣旨・目的

八戸まちなか広場マチニワ（以下「マチニワ」という）を会場とした飲食・物販を伴う一定規模のイベントの開催を支援し、中心街の賑わい創出や回遊性の向上を図り、地域経済を活性化することを目的とします。

### 2. 支援対象

○支援の対象となる方（以下「支援対象者」という）は、次に掲げる要件に該当する方とします。

(1) 八戸市内で飲食・物販等を行う店舗又は事業所等を有し、恒常的な営業の実態があること。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団でないこと及び同条2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

(3) イベントを完遂できると認められること。

○「申請書に記載された支援対象者」としてイベントに出店できるのは、対象期間中2回までとします。

※その他の出店者として出店する場合は、出店回数の制限はありません。

○対象期間中に申請者として申請できる回数は1回までとします。

※但し、市内の商店街等の団体が主催する場合はこの限りではありません。

### 3. 支援対象イベント

支援の対象となるイベント（以下「支援対象イベント」という）は、来街者の増加や飲食・物販の消費等による地域経済への波及効果が見込まれるイベントで、以下の全ての要件に該当するイベントとします。

(1) マチニワで開催される飲食・物販を主とするイベントであること。

(2) 上記支援対象者が3者以上の共同により開催するイベントであること。

(3) 原則、マチニワ全面を使用して行うイベントであること。

(4) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に関する国や県及び市の方針・要請等に従うとともに、必要な感染症対策を講じて行うイベントであること。

(5) 不特定多数が参加できるイベントであること。

(6) 法令等に違反し、又は違反するおそれのあるイベントでないこと。

(7) 公の秩序若しくは善良の風俗に反し、又は反するおそれのあるイベントでないこと。

(8) 政治活動又は宗教活動その他これらに類するイベントでないこと。

(9) その他支援対象イベントとして不適当であると認められないイベントであ

ること。

#### 4. 支援内容

- ・施設使用料（営業、宣伝その他これらに類する目的で使用する場合の使用料）の3分の2減免
- ・設備器具使用料の全額免除（持込機器その他の電気使用機器使用料は除く）

#### 5. 支援対象期間

当該事業による支援の対象となるイベントは、令和5年3月1日以降に八戸まちなか広場使用許可申請を行うイベントで、かつ、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に実施されるイベントを対象とします。

#### 6. 申請手続き

- ・マチニワイベント支援事業によるイベントを実施する場合は「マチニワイベント支援事業実施申請」及び「八戸まちなか広場(マチニワ)使用許可申請」の両方が必要です。
- ・マチニワイベント支援事業の申請者は、支援対象者またはイベント主催者とし、マチニワの使用許可申請者と同一の方とします。
- ・どちらの申請についても、申請は八戸ポータルミュージアム4階事務室で直接申請してください。（ウェブでの申請は不可）
- ・マチニワイベント支援事業実施申請の受付は、イベントを実施する希望日の30日前が締切りです。  
※締切りを過ぎた場合は、マチニワイベント支援事業対象外となり、通常の施設使用となります。
- ・飲食を伴うイベントを実施する場合は、八戸市保健所（衛生課）へ事前の相談が必要です。遅くともイベント実施日の1か月前までには、事前相談をしてください。
- ・申請書様式は八戸まちなか広場 マチニワホームページ(machiniwa8.jp)からダウンロードできます。

#### 7. 決定の通知

申請内容をもとに、支援対象イベントとしての可否を確認し、結果を後日通知いたします。対象となった場合は、「八戸まちなか広場使用料減免申請書」を提出していただきます。

#### 8. 実施報告

イベント終了後は、開催状況のわかる資料（写真、広告物、イベント掲載記事等）を添えて実施報告書を完了の日から30日以内に提出してください。

## 9. 決定の取消し

支援対象イベントの内容及び支援対象者が支援の要件に合致しないと判明したときは、イベントの支援を取り消す場合があります。

## 10. その他条件

- ・イベントを実施する際は、積極的な広報活動により広く周知を図ってください。また、広報物・看板等に「マチニワイベント支援事業」であることを明記してください。
- ・新型コロナウイルス感染症の感染状況によっては、イベントの中止を求める場合があります。また、これにより生じた損害については、市は責任を負わないものとします。
- ・その他、施設の使用に関してこの要項に定めのないことについては、通常の施設使用の例によることとします。

## 11. 問合せ・提出先

〒031-0032 八戸市三日町 11-1

八戸ポータルミュージアム 「マチニワイベント支援事業係」

TEL : 0178-22-8228 Fax : 0178-22-8808

Mail: hacchi@city.hachinohe.aomori.jp

HP: machiniwa8.jp

## ◎マチニワイイベント支援事業の諸条件まとめ

申請手続き	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マチニワイイベント支援事業実施申請書</li> <li>・八戸まちなか広場使用許可申請書</li> </ul> <p>】それぞれ申請が必要です。</p> <p>※申請締切りは、イベント開催日の30日前まで</p> <p>※申請場所は、八戸ポータルミュージアム4階事務室</p>
申請者	マチニワの使用許可申請者と同一の方
支援対象者	八戸市内で飲食・物販等を行う店舗又は事業所等を有し、恒常的な営業の実態がある方
対象イベント	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マチニワで開催される飲食・物販を主とするイベント</li> <li>・上記支援対象者3者以上で開催されるイベント</li> <li>・原則マチニワ全面を使用して行うイベント</li> </ul>
対象期間	令和5年4月1日（土）～令和6年3月31日（日）
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設使用料（営業、宣伝その他これらに対する目的で使用する場合の使用料）の3分の2減免</li> <li>・設備器具使用料の全額免除（持込機器その他の電気使用機器使用料は除く）</li> </ul>
申請に関する回数制限	<p>申請者：1回まで</p> <p>支援対象者：2回まで</p>
その他	飲食を伴うイベントを実施する場合は、八戸市保健所（衛生課）への事前相談が必要